

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年 1 月20日	
【会社名】	佐渡汽船株式会社	
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 弘明	
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地	
【電話番号】	(0259)27 - 5174	
【事務連絡者氏名】	本社統括課長 金子 吉光	
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島 9 番 1 号	
【電話番号】	(025)245 - 2366	
【事務連絡者氏名】	総務課長 渡辺 大輔	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	357,981,900円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月25日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2021年1月20日開催の佐渡市の市議会において、本第三者割当増資により発行する募集株式の引受けに関する議案が承認可決されたことに伴い、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況（2020年6月30日現在）

(2) 割当予定先の選定理由

イ 割当予定先との関係

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

2 臨時報告書の提出について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【株式募集の方法及び条件】

（2）【募集の条件】

（訂正前）

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
223	111.5	100株	2021年1月11日～1月31日	-	2021年2月1日～2月10日

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 5．佐渡市の市議会において、本第三者割当増資に関する議案が承認可決されることが払込みの前提条件となります。なお、佐渡市の市議会において、本第三者割当増資に関する議案が承認可決される具体的な時期が現状未定であるため、払込期日は、2021年2月1日から2月10日までの期間としております。

（訂正後）

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
223	111.5	100株	2021年1月11日～1月31日	-	2021年2月1日～2月10日

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 5．佐渡市の市議会において、本第三者割当増資に関する議案が承認可決されることが払込みの前提条件となります。
- 上記に関し、2021年1月20日開催の佐渡市の市議会において、本第三者割当増資により発行する募集株式の引受けに関する議案は承認可決されました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】（2020年6月30日現在）

（2）割当予定先の選定理由

イ 割当予定先との関係

（訂正前）

本第三者割当増資の割当予定先である佐渡市は、既に当社の発行済株式のうち182,100株（2020年6月30日時点における議決権数1,821個）を保有しており、当社の事業と特に関係の深い株主として、当社の事業運営に関与されています。加えて、当社は本土と佐渡島を結ぶ唯一の交通機関であり、佐渡市民の生活に必要不可欠な航路として旅客、自動車、貨物の輸送を担う高い公共性を持った海上運送事業を営んでいます。また、観光客等の交通手段として、佐渡市の観光業の重要な役割の一部も担っており、当社と佐渡市は日頃より同市の観光発展を目指した連携を図っております。

そのような中、当社は、佐渡市が本第三者割当増資の割当先となることで、同市が管理する観光スポットとそのスポットへの移動手段を一体として観光客に提供するなど、新規事業の可能性が広がり、新潟県及び佐渡島への観光客誘致がより可能となる等、同地域の更なる発展に資するものと考えております。

以上のような佐渡市との関係性を踏まえ、当社は、佐渡市に対して、2020年10月下旬から財政支援のお願いをしてきたところ、本第三者割当増資の引受について、今後開催される同市の市議会に付議される見込みと判断いたしました。

なお、佐渡市の市議会において、本第三者割当増資に関する議案が承認可決されることが払込みの前提条件となります。

（訂正後）

本第三者割当増資の割当予定先である佐渡市は、既に当社の発行済株式のうち182,100株（2020年6月30日時点における議決権数1,821個）を保有しており、当社の事業と特に関係の深い株主として、当社の事業運営に関与されています。加えて、当社は本土と佐渡島を結ぶ唯一の交通機関であり、佐渡市民の生活に必要不可欠な航路として旅客、自動車、貨物の輸送を担う高い公共性を持った海上運送事業を営んでいます。また、観光客等の交通手段として、佐渡市の観光業の重要な役割の一部も担っており、当社と佐渡市は日頃より同市の観光発展を目指した連携を図っております。

そのような中、当社は、佐渡市が本第三者割当増資の割当先となることで、同市が管理する観光スポットとそのスポットへの移動手段を一体として観光客に提供するなど、新規事業の可能性が広がり、新潟県及び佐渡島への観光客誘致がより可能となる等、同地域の更なる発展に資するものと考えております。

以上のような佐渡市との関係性を踏まえ、当社は、佐渡市に対して、2020年10月下旬から財政支援のお願いをしてきたところ、本第三者割当増資の引受について、今後開催される同市の市議会に付議される見込みと判断いたしました。

なお、佐渡市の市議会において、本第三者割当増資に関する議案が承認可決されることが払込みの前提条件となります。

上記に関し、2021年1月20日開催の佐渡市の市議会において、本第三者割当増資により発行する募集株式の引受けに関する議案は承認可決されました。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第158期事業年度）及び四半期報告書（第159期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2020年12月25日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（2020年12月25日）現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

本第三者割当増資における株式価値の希薄化について

今回の本第三者割当増資により割り当てる1,605,300株は、発行済株式総数14,292,250株（2020年6月30日現在）の11.23%にあたり、これにより当社株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

上場廃止の猶予期間入り銘柄となるリスクについて

現在の当社の資金調達は取引金融機関に依存しておりますが、2020年3月より続く新型コロナウイルス感染症による観光客の予約キャンセルやビジネス客及び佐渡市民の移動自粛により、4月以降は当社グループの売上高が著しく減少した結果、2020年12月期第3四半期連結会計期間において債務超過の状況に陥っており、当社は2020年12月期事業年度末において債務超過を解消できず、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）」に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。

しかしながら、本第三者割当増資に係る払込み及び前記「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由 ア 第三者割当を行うこととした理由」に記載の各施策及び新潟県を代表とする関連自治体等から財政支援を受けること等により、2021年12月期には、債務超過の状況は解消されるものと判断しております。

但し、上記判断は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいた判断であり、当社を取り巻く事業環境が想定どおりに実現しなかった場合又は佐渡市議会の承認が得られず本第三者割当増資が実施されなかった場合においては、上場廃止となる可能性がございます。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第158期事業年度）及び四半期報告書（第159期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年1月20日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年1月20日）現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

本第三者割当増資における株式価値の希薄化について

今回の本第三者割当増資により割り当てる1,605,300株は、発行済株式総数14,292,250株（2020年6月30日現在）の11.23%にあたり、これにより当社株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

上場廃止の猶予期間入り銘柄となるリスクについて

現在の当社の資金調達は取引金融機関に依存しておりますが、2020年3月より続く新型コロナウイルス感染症による観光客の予約キャンセルやビジネス客及び佐渡市民の移動自粛により、4月以降は当社グループの売上高が著しく減少した結果、2020年12月期第3四半期連結会計期間において債務超過の状況に陥っており、当社は2020年12月期事業年度末において債務超過を解消できず、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）」に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。

しかしながら、本第三者割当増資に係る払込み及び前記「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由 ア 第三者割当を行うこととした理由」に記載の各施策及び新潟県を代表とする関連自治体等から財政支援を受けること等により、2021年12月期には、債務超過の状況は解消されるものと判断しております。

但し、上記判断は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいた判断であり、当社を取り巻く事業環境が想定どおりに実現しなかった場合又は佐渡市議会の承認が得られず本第三者割当増資が実施されなかった場合においては、上場廃止となる可能性がございます。

上記に関し、2021年1月20日開催の佐渡市の市議会において、本第三者割当増資により発行する募集株式の引受けに関する議案は承認可決されました。

2 臨時報告書の提出について

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第158期）の提出日（2020年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第158期）の提出日（2020年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間において、次の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）